

北海道告示第10620-3号

北海道が平成29年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

平成29年8月10日

北海道知事 高橋 はるみ

(総合政策部所管分その9)

補助金等を交付する事務 又は事業の名称及び その目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添 付すべき関係書 類	実績報告書に添 付すべき関係書 類	交付申請書の提出部 数、提出期限及び提 出先	補助金等の交付 に関する権限の 委任	摘 要
<p>1 北海道特定有人国境離島地域航路運賃低廉化事業 北海道本土と道内の特定有人国境離島地域（奥尻島、礼文島、利尻島）を結ぶ航路運賃の低廉化に関し、予算の範囲内において事業実施者に対して交付金を交付する。</p>	<p>北海道本土と道内の特定有人国境離島地域を結ぶ航路事業を営む運航事業者</p>	<p>次の第1号に定める額と第2号に定める額との差額（消費税及び地方消費税に相当する額は含めないものとし、1円未満の端数は切り捨てる。）に対象者の利用人数を乗じて得た額 (1)普通旅客運賃から事業実施者による離島住民に適用される割引運賃の割引額を除いたものであって内閣総理大臣の確認を受けた運賃の額 (2)北海道特定有人国境離島地域航路運賃低廉化事業により住民等に適用するものとして道が定める割引住民運賃の額</p>	<p>定額</p>	<p>総政第14号様式 総政第39号様式 総政第40号様式 その他別に指示する様式</p>	<p>総政第40号様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合政策部交通局物流港湾室</p>		
<p>2 北海道特定有人国境離島地域航空路運賃低廉化事業 北海道本土と道内の特定有人国境離島地域を結ぶ航空路運賃の低廉化に関し、予算の範囲内において事業実施者に対して交付金を交付する。</p>	<p>北海道本土と道内の特定有人国境離島地域を結ぶ奥尻～函館線、利尻～丘珠線及び利尻～新千歳線（チャーター便を除く。）の航空路事業を営む運航事業者</p>	<p>次の第1号に定める額と第2号に定める額との差額に運賃低廉化対象者の利用人数を乗じて得た額とし、消費税及び地方消費税に相当する額は含めないものとする。 (1)普通旅客運賃から26%相当額を割り引いた額 (2)北海道特定有人国境離島地域航空路運賃低廉化事業により対象者に適用するものとして、北海道及び関係離島町等で構成する道南及び道北離島航空路線協議会での協議を経て、道が定める割引住民運賃の額</p>	<p>10分の7.75</p>	<p>総政第14号様式 別に指示する様式</p>	<p>別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合政策部航空局航空課</p>		